

平成30年3月29日

第86回 神戸市個人情報保護審議会

放置自転車等管理システムの構築について

(建 設 局)

四

神建道計第 1274 号

平成 30 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市
長之印

諮詢

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求める。

記

放置自転車等管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

担当 建設局道路部計画課

放置自転車等管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

【放置自転車等管理システムにおいて扱う情報】

移動を行った放置自転車や原動機付自転車（以下、自転車等という）の登録情報やその所有者にかかる下記情報

【自転車等の所有者にかかる情報】

- ・氏名（漢字・カナ）
- ・住所
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・国籍

【自転車等にかかる情報】

- ・撤去日
- ・撤去場所
- ・返還日
- ・特徴
- ・防犯登録番号
- ・車体番号
- ・ナンバープレート
- ・盗難届の提出の有無

放置自転車等管理システムの構築について

1. 趣旨

当市では、適切な道路環境の維持を目的として、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき、公共の場所に放置された自転車や原動機付自転車（以下、自転車等という）を自転車等保管所（以下、保管所という）に移動し、保管している。保管した自転車等については、昭和58年より所轄警察署に対して所有者情報及び盗難被害届の提出の有無について照会を行い、その情報を活用して所有者への返還を行ってきた。

平成17年度より、各保管所に設置したスタンドアローン形式の専用システムを用いて、保管する自転車等の管理を行っているが、照会の都度、当市職員が照会データをUSBメモリに入れて、保管所と所轄警察署間を直接持ち運んでいる。

このたび、保管所と所轄警察署及び所轄建設事務所（保管所へ自転車等の管理・返還業務を委託している）の3者との間に、オンライン回線で結ばれた専用システムを構築することで、情報セキュリティの向上及び照会作業の省力化を目指す。

2. システムの概要

（1）保管する自転車等の情報管理

保管所に移動された自転車等の移動日、移動場所、返還日、防犯登録番号、車体番号、自転車等の特徴や返還状況についての情報を登録し、管理する。

（2）自転車等の所有者情報及び盗難被害届の提出の有無についての照会・回答

保管所に移動された自転車等を所有者に返還するために必要となる、所有者の住所・郵便番号・氏名・電話番号及び盗難被害届の提出の有無を、システム間をつなぐオンライン回線を通じて、各建設事務所から所轄警察署に対して照会を行い、回答データを得る。

（3）保管通知はがきの作成・発送

警察から得た回答データを用いて、保管通知はがきを作成し、所有者に対して発送し、自転車等の受け取りを案内する。

（4）自転車等の受け取り者の国籍情報の管理

自転車等の受け渡しの際に本人の同意を得た上で、本人確認書類から国籍情報を登録し、管理する。なお、国籍情報については当市ののみで管理することとし、警察署からは閲覧できないようにする。

（5）自転車等の保管・返還状況の情報共有

市民からの問い合わせ等に迅速に対応できるように、保管所、警察署及び建設事務所の3者で自転車等の保管・返還状況について情報共有する。

3. 導入の効果

（1）保管所と警察署間で行う照会・回答作業を、データを直接、当市職員が持ち運ぶことなく、オンライン回線を通じて行えるようになるため、人為ミスによるデータ紛失の危険性をなくせる。あわせて、職員の作業負担の軽減を図ることができる。

- (2) 国籍別の自転車の放置数や放置場所を把握することで、より効果的な放置自転車対策を実施できるようになる。(例えば、外国人による自転車の放置が多い場所で、外国语の啓発チラシを配布するなど)

4. データ処理件数

神戸市内全域で、約 25,000 件の自転車等の情報を管理予定。

5. スケジュール

- ～平成 30 年 3 月 システム開発業者と委託契約
平成 30 年 4 月～ 中部建設事務所管内（中央区、兵庫区）でシステム利用開始
平成 31 年 4 月～ 東部・西部・垂水・西建設事務所管内（東灘区、灘区、長田区、須磨区、垂水区、西区）でシステム利用開始

6. 個人情報の保護

「神戸市情報セキュリティポリシー」、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ①個人情報に係るデータについては、端末機には保存されず、中部建設事務所内に設置する無停電環境の確保されたサーバーで保管する。
- ②サーバーに保管されたデータについては、定期的に自動でサーバーに付属する外部記録媒体にバックアップを行う。
- ③システム環境は、ウイルス対策等のセキュリティ対策を施し、定期的にウイルス定義等の更新作業を行う。
- ④システム間を結ぶ回線には、閉域網 VPN 回線を使用する。
- ⑤端末機の操作に当たっては、ID とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ⑥ユーザーにより閲覧、利用情報の制限を設定する。

(2) 運用上の保護

- ①各種パスワードは、神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的に変更する。
- ②保有する必要のなくなったデータは直ちに消去し、復元できない状態にする。
- ③個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

委託業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約款に基づき、厳格に管理する。

放置自転車等管理システムの構築後の概要図

